大津湖南都市計画事業伊香立土地区画整理事業の一部の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

独立行政法人都市再生機構
理事長　上西　郁夫
神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一

二、対象事業の名称、種類及び規模

大津湖南都市計画事業伊香立土地区画整理事業
約二一七ヘクタール

三、対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

当機構は、対象事業の一部の実施を株式会社ニッシンへ引き継ぎました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社ニッシン
代表取締役　山住　勲
大阪府東大阪市俊徳町五丁目五番二九号

平成二十八年三月三十一日

大阪市城東区森之宮一丁目六番八五号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長　西村　志郎

徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十二条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という。）を作成しましたので同条例第十四条の規定に基づき、以下のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所

名称　徳本砕石工業株式会社
代表者の氏名　徳本　達夫
主たる事務所の所在地
奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業
種類　土石採取事業の変更の事業
規模　対象事業実施区域の面積
六十九．二四ｈａ

三、対象事業実施区域

奈良県吉野郡大淀町芦原三七七番地の一他九十五筆
奈良県高市郡高取町清水谷二二九二番地の二他八十三筆

四、関係地域の範囲

奈良県吉野郡大淀町、高市郡高取町、高市郡明日香村

五、準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良県高市郡高取町役場住民課、奈良県高市郡明日香村役場住民課、奈良県吉野郡大淀町役場環境整備課、徳本砕石工業株式会社本社内
受付
平成二十八年三月三十一日（木）から
平成二十八年五月二日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前九時から午後五時
（会場によっては異なる場合があります。）
縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて本準備書及び準備書要約書をご覧いただけます。
http://tokumoto-g.com/saiseki.html

六、意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、左記の記載事項を記入した書面による意見書の提出により、これを述べることができます。

㈠　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

㈡　意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称

㈢　準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

その他必要事項
用紙規格　日本工業規格Ａ列４番とする。
提出方法　郵送または持参による。

七、意見書の提出期限及び提出先

提出期限　平成二十八年五月十六日（月）（必着）
提出先　〒六三八―〇八〇一　奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六　徳本砕石工業株式会社　吉田　成浩

平成二十八年三月三十一日

奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六
徳本砕石工業株式会社
代表取締役　徳本　達夫

徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書の説明会開催の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十二条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という。）を作成しましたので同条例第十五条の規定に基づく説明会を次のとおり開催する事を公告します。

一、事業者の氏名及び住所

名称　徳本砕石工業株式会社
代表者の氏名　徳本　達夫
主たる事務所の所在地
奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業
種類　土石採取事業の変更の事業
規模　対象事業実施区域の面積
六十九．二四ｈａ

三、対象事業実施区域

奈良県吉野郡大淀町芦原三七七番地の一他九十五筆
奈良県高市郡高取町清水谷二二九二番地の二他八十三筆

四、関係地域の範囲

奈良県吉野郡大淀町、高市郡高取町、高市郡明日香村

五、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

日時　平成二十八年四月七日（日）
午後二時から午後三時
場所　大淀町文化会館視聴覚室
奈良県吉野郡大淀町桧垣本二〇九〇番地　奈良交通バス「大淀バスセンター」で下車。西へ徒歩十分。近鉄電車（吉野線）「下市口駅」で下車。北へ徒歩十五分。ふれあいバス「大淀町役場」で下車すぐ。

六、お問い合わせ先

〒六三八―〇八〇一　奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六　徳本砕石工業株式会社　吉田　成浩
電話　〇七四七―五二―三三六一
（土曜日、日曜日、祝日を除く午前九時から午後五時まで）

平成二十八年三月三十一日

奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六
徳本砕石工業株式会社
代表取締役　徳本　達夫

債権申出の公告

当社は、平成十八年六月二十七日付で破産手続廃止決定を受けましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年十月二十六日、横浜地方裁判所川崎支部（平成二十七年（ヒ）第三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

川崎市川崎区本町二丁目五番地四
有限会社榊エンタープライズ
清算人　弁護士　増田　尚
連絡先　川崎市幸区堀川町五八〇番地　ソリッドスクエア西館三階　多摩川法律事務所

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年三月三十一日

東京都港区芝四―一一―四ハラビルⅡ二階
三菱自動車販売厚生年金基金
代表清算人　河田　守晃

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十三年十月十二日付で破産手続廃止の決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年七月二日、神戸地方裁判所姫路支部（平成二十七年（ヒ）第三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

兵庫県加古川市東神吉町砂部三五四番地の九七
金澤開興株式会社
清算人　谷林　一憲
連絡先　兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地　谷林・小川法律事務所